

## リトルシニア東関東支部慶弔内規

(趣旨)

第1条 この内規は、リトルシニア東関東支部における慶弔時の対応の基準を定めたものである。

(金額及び範囲)

第2条 慶弔慰金等の額及びその対象の範囲は、別表のとおりとする。別表で定めた以外で特に必要と認められるものについては、他の事例との均衡を考慮しその都度決定することができるものとする。

(徴収)

第3条 慶弔慰金等の経費は、支部会計からの支出を原則とするが、茨城ブロック、東千葉ブロック、西千葉ブロック、南千葉ブロックからこれを徴収することができる。

(代表者)

第4条 慶弔慰金は、支部長が届け、代表して慶弔の意を表するものとする。ただし、支部長が届けることができない場合は代理の者が届けることができる。

(重複の禁止)

第5条 この内規を適用したものについては、原則、各ブロックにおいて重複して対応してはならない。

(返礼の禁止)

第6条 慶弔慰金を受けた者は、いかなる理由を有すとも返しをしてはならない。

(附則)

この内規は、平成27年12月1日より適用する。

別 表

種 別		範 囲	金 品
祝 儀		関東連盟より上部の組織から表彰された支部所属の者及びチーム 但し、大会の成績を対象としたチーム、個人の表彰は除く	10,000 円
		支部所属の全国選抜大会、日本選手権、ジャイアンツカップ出場チーム	10,000 円
見 舞	病 気	支部所属の関東連盟理事、支部所属チームの事務局長、監督、審判長が連続して15日以上入院が見込まれる場合	10,000 円
不 祝 儀		死 亡	関東連盟の常任理事以上の者が死亡した場合 生花 15,000 円程度 香典 10,000 円
		〃	関東連盟以外の各連盟の理事長および関東連盟の他支部の理事が死亡した場合 弔電対応
		〃	支部所属の関東連盟理事、支部所属チームの事務局長、監督、審判長が死亡した場合 生花 15,000 円程度 香典 10,000 円
		〃	支部所属の前関東連盟理事、支部所属チームの前事務局長、前監督、前審判長が死亡した場合 (原則として元職は対象としない) 香典 10,000 円

1. 金額については物価の変動に伴い、各暦年を単位として変更することができる。